基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月二十七日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を十株とし、A種優先株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十二月十日

東京都渋谷区渋谷一丁目四番二―六〇一号
株式会社ウィルアーク
代表取締役　早貸　久敏

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月二十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十三年一月十八日を引受けの申込期日とする募集株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十二月十日

東京都港区南青山一丁目一〇番四号南青山NKビル六階　株式会社エコ・アセット
代表取締役　青木　康次

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月十日

東京都大田区蒲田一丁目一〇番二六号
東京変圧器株式会社
代表取締役　鈴木　大

定款変更につき通知公告

当社は定款を変更して、譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定、並びに株券を発行する旨の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十三年一月九日とし、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年十二月十日

和歌山市築港三丁目三七番地
紀和製材株式会社
代表取締役　廣田　俊樹

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年一月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十二月十日

大阪市北区本庄東二丁目一二番九号
株式会社丸清
代表取締役　吉安　光男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大川節男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十二月十日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二四番一五号
フェラールビル
シルバーラード・インターナショナル・インベストメント・インク
日本における代表者　大川　節男

限定承認公告

本籍千葉県八街市八街へ一九九番地内九五、最後の住所千葉県八街市文違三〇一番地三三六七　ファミールA
被相続人　亡　田中　孝夫

右被相続人は平成二十二年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月二日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十日

千葉県富里市七栄六五一番地
限定承認者　梅島　礼子

限定承認公告

本籍東京都港区赤坂二丁目八番、最後の住所東京都港区赤坂二丁目八番一四―二〇三号
被相続人　亡　狩野　茂夫

右被相続人は平成二十二年六月四日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十日

東京都北区赤羽西二丁目二六番二号
限定承認者　狩野　ムメ

限定承認公告

本籍大阪市都島区都島北通一丁目四番、最後の住所豊中市長興寺北三丁目一番四〇号
被相続人　亡　髙橋美和子

右被相続人は平成二十二年五月二日死亡し、その相続人は平成二十二年十一月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十日

豊中市西緑丘三丁目六番一号
限定承認者　柏原えり子

限定承認公告

本籍愛媛県今治市河南町一丁目五番、最後の住所愛媛県松山市枝松一丁目八番二八号コーポプチ一〇二号　被相続人　亡　藤野　英美

右被相続人は平成二十二年九月十七日死亡し、その相続人は平成二十二年十二月一日松山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十日

香川県丸亀市綾歌町富熊五〇四〇番地七
限定承認者　藤原　聖輝

自己株式取得事項の通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十二年十一月二十四日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　一、〇八二、〇〇〇株
二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額　金五〇円
三、株式を取得するのと引替えに交付する金銭等の総額　金五四、一〇〇、〇〇〇円
四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十三年四月三十日

平成二十二年十二月十日

大阪市中央区備後町三丁目三番一一号
小泉産業株式会社
代表取締役社長　梅田　照幸

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条の規定及び当社の資産流動化計画に基づき優先資本金の額を金一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年四月十二日付官報の号外第七十八号百二十頁に掲載されています。

平成二十二年十二月十日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
乃木坂ホールディング特定目的会社
取締役　長縄　順一

取消公告

平成二十二年十一月三十日掲載の限定承認公告は取消します。

平成二十二年十二月十日

福島県福島市上鳥渡字しのぶ台三四番地の三
相続財産管理人　鈴木　淳司

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二	下	一二（終りから）	様式第三号	様式第四号

平成二十二年十一月二十六日（号外第二百四十七号）公布経済産業省令第五十九号（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

四五四	一八	取得時の日　取得の日
四六二	一〇	費目及び費目ごと　費目、費目ごと

平成二十二年十一月三十日掲載の横浜家庭裁判所に係る平成二十二年（家）第四二三〇六号相続権主張の催告中

（印刷誤り）

一四三	二〇	甲立人　弁護士　甲立人　弁護士	
		石井　穂子　石川　穂子	

◉号外　十二月十日付第二六二号四
調達第二三二号四八ページ

○ページ●同日付第二六三号六四ページ●同日付政府

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）